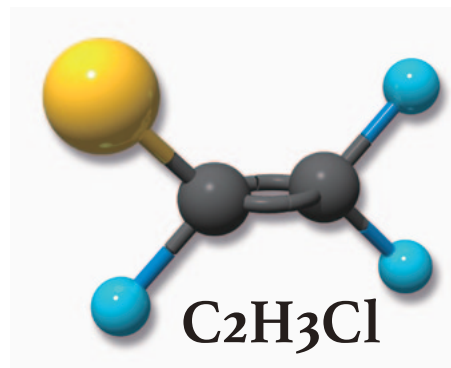


新たな規制物質 クロロエチレン

平成 29 年 4 月 1 日より土壤汚染対策法の特定有害物質にクロロエチレンが追加されます。

クロロエチレン規制概要

物質名	クロロエチレン（通称：塩化ビニルモノマー：VC）
区分	第一種特定有害物質
土壤溶出量基準	0.002mg/L（第2溶出量基準 0.02mg/L）
地下水基準	0.002mg/L



DOWAエコシステムでは 新規の規制物質に対しても、豊富な処理メニューでお客様のニーズに合わせた対応が可能です。

場外での処理

熱処理



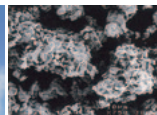
※クロロエチレンの特定有害物質の追加に合わせてグループ会社の汚染土壌処理施設においても、クロロエチレン処理の許可を取得予定です。

生石灰混合処理



現地での処理

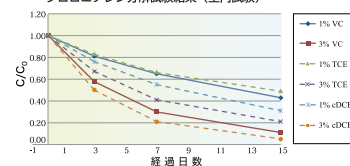
鉄粉混合法



土壤浄化用鉄粉「E-401」

DOWA 開発の鉄粉はクロロエチレンに対しても高い分解性能を持つことを確認しています。

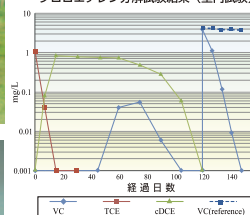
クロロエチレン分解試験結果（室内試験）



嫌気性微生物処理法



クロロエチレン分解試験結果（室内試験）



微生物分解による VOC の分解経路



地下に供給された薬剤（基質）は土壌中に生息する様々な微生物によって分解・消費されます。その中で有機塩素化合物（VOC）を分解する微生物も一緒に増殖し、VOC 分解が進行します。

DOWA 開発の微生物活性薬剤を用いることでクロロエチレンの分解まで進むことを確認しています。